JRA GL-14 に関する運用のご連絡
（箇条 4.3、箇条 4.4。箇条 4.4.1）
対応について

拝啓　時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、昨年９月に発行した JRA GL-14 について、現在原案作成委員会において改正検討を実施しているところです。

特に、機器製造事業者が実施すべき事項として、箇条 4.3、箇条 4.4。箇条 4.4.1 が規定されていますが、その対応についていくつかの指摘がありました。

指摘 1. 箇条 4.3 に据付説明書への記載規定があるが、規定どおりの記載では長文となってしまい、対応に苦慮する。記載例を提示いただきたい。合わせて取扱説明書への記載例も同様。

指摘 2. 箇条 4.4.1 に漏えい点検記録簿を製品に同梱するとある。記載要領等がないと対応できないのでは？

これらについて、WG にて検討の結果、次の対応にてお願いしたいと思います。現在、他項目等を含めて改正検討を実施している中、本年 10 月までの改正に間に合わない為、以下を参照とした対応をお願いします。

対応 1. 箇条 4.3 a)の据付説明書への記載については、一部既に記載している事項もあると思われます。記載内容は各社任意に判断頂きたいと思います。当 WG としては、規定の記載に関して、もれがないかチェックリスト（別添：③GL-14 箇条 4_3a)据説チェックリスト）を作成しましたので、これを基に製品事情に合うように判断ください。また、規定どおりの記載では長文となってしまい、対応に苦慮する。記載例を提示いただきたい。箇条 4.3 a)の取扱説明書への記載については、記載例（別添：④GL-14 箇条 4 3b)取説記載例）を作成しましたので、本文を参照頂き、各社にて対応いただきたくお願いします。

なお、これら別添資料は、今後ガイドラインの付属書として掲載する予定です。

対応 2. 別添の「⑤GL-14 箇条 4-4 修正について」の冒頭文章を参照ください。

敬　具